

# 不登校解決相談同意書

不登校解決相談所の利用をご希望の方は、相談サービス、カウンセリング、コーチング（以下、カウンセリング）が効果的かつ倫理的に行われるために、この文書に書かれていることをご理解、同意の上で相談契約をお結びください。

## 1 施設機能について

- (1) カウンセリングにあたるカウンセラーは不登校解決相談所代表の川合雅哉です。
- (2) 不登校解決のため、調査にご協力いただくことがあります。
- (3) 不登校解決相談所の対応時間は午前 9 時～午後 6 時までとします。ただし、不登校の状況によってはこの限りではありません。
- (4) 不登校解決相談所は原則、年中無休となっておりますが、年末年始やその他臨時休業日を設け、休みをいただくことがあります。
- (5) 不登校解決相談所には乳幼児を託児する施設はございません。面接をされないお子様のご来室はなるべくご遠慮下さい。

## 2 カウンセリングについて

- (1) 不登校解決相談所におけるカウンセリングは、心理的、教育的または社会的な相談であり、医療にかわるものではありません。
- (2) 不登校解決相談所が医療による治療を提案した場合は、その意見を尊重し。医療を受診されることをおすすめします。
- (3) 不登校解決相談所では、利用者の了解のもと、その他の不登校相談機関や学校と連絡を取らせていただくことがあります。

## 3 カウンセリングの利用形態と料金について

- (1) 不登校相談所はご依頼いただいた場所に訪問させていただきます。ただし、訪問時の移動にかかる交通費、拘束時間に対する拘束費をいただきます。
- (2) 原則として不登校解決相談所は予約の時間に対応させていただきます。ただし、不登校解決相談所の都合により日程が変更になる場合があることをご理解ください。
- (3) 1 回の面接時間は 10 分単位となります。お約束の開始時間に遅れられた場合でも、お約束の終了時間を延長することはできません。
- (4) 料金は不登校解決相談所規程によるものとします。カウンセリング継続中に規程が改定されることもあります。その場合は、新しい規程が定める料金をお支払いいただくこととなります。
- (5) 約束された曜日と時間以外に対応できないことをご了解ください。
- (6) カウンセリングをお休みまたはキャンセルされるときには事前に連絡をとり、次回の面接の確認を必ず行ってください。
- (7) 当日キャンセルにつきましては、カウンセリング料金の 100 % を請求させていただきます。また、連絡のないキャンセルも同様とさせていただきます。
- (8) カウンセリング料金は利用時間に対してお支払いいただくもので、カウンセリングの内容やカウンセリングに伴う成果に対しての料金ではありません。
- (9) カウンセリング料金を期日までに、お支払いいただけない場合は、法的措置を執らせていただきます。

## 4 利用者の責任について

- (1) カウンセリングへの参加は利用者自身の意志と責任においてお決めください。
- (2) 不登校解決を効果的に進めるため、利用者はカウンセリングに必要なすべての情報を率直にご提供ください。
- (3) 利用者は不登校解決に関して、様々な決定を行うことがあります。その決定についてとそれに基づいた行動の結果に対する責任は利用者本人に帰することをご理解ください。

- (4) 不登校の解決には、さまざまな不快な気持ちがおきてくることもあります。そのことを相談し合うことは、必要なことであるをご理解ください。
- (5) カウンセリングを終えるのは利用者の自由です。ただし、その場合には必ず不登校解決相談所との相談の上でお決めください。

## 5 相談記録について

- (1) カウンセリングの性質上、利用者本人の希望であってもカウンセリング記録自体を、カウンセリング中ならびにカウンセリング終了後においても開示できません。

## 6 利用をお断りする場合について

- (1) 利用者に重大な契約違反があったり、多大な迷惑を不登校解決相談所にかけるようなことがあったり、カウンセリングの継続が不適切と考えられる事態が生じたりした場合は、不登校解決相談所から利用をお断りすることがあります。
- (2) 利用者が3回連続して予約をキャンセルした場合、その後、新たな予約を受け付けないことがあります。

## 7 利用者のプライバシーについて

- (1) 守秘義務にもとづき、利用者のカウンセリング内容は厳守されます。利用者の同意がない限り、他の人に利用者の個人的な情報を知らせることは原則ありません。ただし、以下の項目に該当する場合は、適切な機関に知らせることがあります。
  - ① 利用者がカウンセリングの内容と関係ある事柄を、他の機関に相談している場合、不登校解決相談所が他の機関と連絡を取ることがあります。
  - ② 利用者が特定できない形でプライバシーを守りながら、利用者の不登校解決に関わる記録が、報告・発表されることがあります。その場合、改めて利用者からの許可を得ることはありません。
  - ③ 法に従って証言の義務が課せられた場合や、利用者自身や他の人に重大な危険が及びそうな場合など、不登校解決相談所が必要だと判断した場合には、適切な機関に知らせることがあります。
  - ④ 利用者が不慮の事故にあわれた場合でも、利用者の前もっての書面による同意がないかぎり、ご遺族にカウンセリングの内容を明かすことはありません。
  - ⑤ 守秘義務につきましては、ホームページ上に記載のありますプライバシーポリシーをご確認の上、ご理解ください

以上のことにつきまして、質問がありましたらお尋ねください。その上で、以上の説明を理解・同意していただき、不登校解決相談所におけるカウンセリングを依頼するとお決めになりましたら、下記に自筆でご署名をお願いいたします。

・私は上記の説明を読み、同意しました。	
・私は自発的に不登校解決相談所にカウンセリングを依頼します。	
住所	
-----	
氏名（利用者署名）	印
電話番号	
-----	
平成 年 月 日	